

# 登録飼養衛生管理者による 豚熱ワクチン接種について

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正が行われました。この改正により、現在実施している「家畜防疫員」及び「知事認定獣医師」による豚熱ワクチン接種に加えて、知事が認めた農場である「**認定農場**」において、**知事認定獣医師の指示・監督の下**、知事が認めた飼養衛生管理者である「**登録飼養衛生管理者**」による豚熱ワクチン接種が可能になります。



**誰でも接種**できるのですか？

県の認定を受けた農場で、研修を修了し、知事の登録を受けた**登録飼養衛生管理者**に限ります。その他の農場従業員による接種はできません。また、他の農場での接種もできません。



**費用**はかかるのですか？

ワクチン管理手数料として、**1頭につき70円**かかります。また、接種前に**獣医師の診療及びワクチン接種票の交付**を受ける必要があります。診療及び接種票交付手数料等については、**知事認定獣医師**とご相談ください。



**どのような手続き**が必要ですか？

- ① ワクチンの管理体制や作業手順書の策定、飼養衛生管理基準の遵守状況などを踏まえた**県による農場の認定**、
- ② 県が開催する**研修会への参加**
- ③ **家畜伝染病予防法第50条**に基づくワクチンの使用許可に係る手続きがあります。



**今からできること**はありますか？

農場の認定の要件に、飼養衛生管理基準のすべての項目の遵守があります。**不遵守事項がある場合は、本制度は活用できません**。改善方針を策定し、改善に取り組みましょう。また、**知事認定獣医師**による**診察及び豚熱ワクチン接種票の交付**を受ける必要がありますので、知事認定獣医師にも承諾を得る必要があります。



**注意** 豚熱ワクチンは従来どおり県が一括購入・管理し、適宜必要量を配布することになります。農場が販売店から購入することはできません。